

実践型地域雇用創造事業関連 融資利子補給金関係手続の手引き

厚生労働省職業安定局 地域雇用対策室

○ 本手引きについて

本手引きは、実践型地域雇用創造事業における金融支援措置である実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給制度を十分に活用するために、地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）交付要綱（以下「要綱」という。）に規定されている手続きや申請のための準備について解説するものです。

今後、実践型地域雇用創造事業及び本制度を運用していく中で、改定することがあり得ます。

なお、本手引きで不明な点については、厚生労働省までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

厚生労働省地域雇用対策室

TEL : 03-3593-2580

平成 28 年 7 月版

目 次

1. 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給制度の概要	1
(1) 制度概要	1
(2) 実践事業関連利子補給制度の基本的事項	2
2. 実践事業関連利子補給制度の支給手続	3
(1) 手続の流れ（全体）	3
(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続	4
① 実践事業関連利子補給制度の利用条件について	4
② 金融機関の指定申請手続	4
③ 事業者推薦の手続	7
④ 利子補給契約の手続	9
⑤ 利子補給金支給申請の手續	12
3. 利子補給金の支給後の手続	15
(1) 支給後の各種報告等	15
(2) 支給後の各種報告等の手続	15
① 事業変更等の報告	15
② 事業状況報告	16
③ 事業完了報告（要綱第23～24条）	17
④ 誓約達成報告	17
⑤ 利子補給金の経理（要綱第25条）	18

(添付資料)

- 別添 1 指定金融機関の指定申請書（要綱様式第 1 号）記載例
- 別添 2 実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者の推薦申請書（要綱様式第 3 号）記載例
- 別添 3 実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者補足票（要綱様式第 4 号）記載例
- 別添 4 実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者確認書（要綱様式第 5 号）記載例
- 別添 5 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約申込書（要綱様式第 7 号）記載例
- 別添 6 単位期間ごとの実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金の額の計算表（要綱様式第 7 号別紙）記載例
- 別添 7 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金支給申請書（要綱様式第 10 号）記載例
- 別添 8 単位期間ごとの実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金の額の計算表（雇用要件による調整含む）

(参考資料)

- 参考 1 雇用保険法施行規則（抄）
- 参考 2 地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）交付要綱

1. 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給制度の概要

(1) 制度概要

実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給制度（以下「実践事業関連利子補給制度」という。）は、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定する協議会（以下「協議会」という。）の実施する実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）の雇用創出実践メニューで開発された成果物のノウハウを提供するセミナー（以下「成果物公開セミナー」という。）の受講等により、協議会が開発した成果物のノウハウの提供を受けるとともに、ノウハウを活用し、創業又は事業拡大を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して厚生労働大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が融資事業（以下「支給対象事業」という。）を行う際に、政府が予算の範囲内で、指定金融機関に対し地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）（以下「利子補給金」という。）を支給するものであり、事業者の金利負担の軽減を図ることで当該地域の雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的としたものです。

<利子補給率>

1.0%（ただし、貸付契約に基づく貸付金利が 1.0% を下回る場合は、貸付金利を利子補給率の上限とする。）

<利子補給金の支給期間>

指定金融機関が事業者へ融資を行った日から起算して 5 年間

<利子補給金の支給の対象となる金融機関>

以下のいずれかに該当していることが必要です。

- a) 銀行
- b) 信用金庫及び信用金庫連合会
- c) 労働金庫及び労働金庫連合会
- d) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- e) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- f) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- g) 農林中央金庫
- h) 株式会社商工組合中央金庫
- i) 株式会社日本政策投資銀行

<指定金融機関の指定要件>

以下のいずれにも該当していることが必要です。

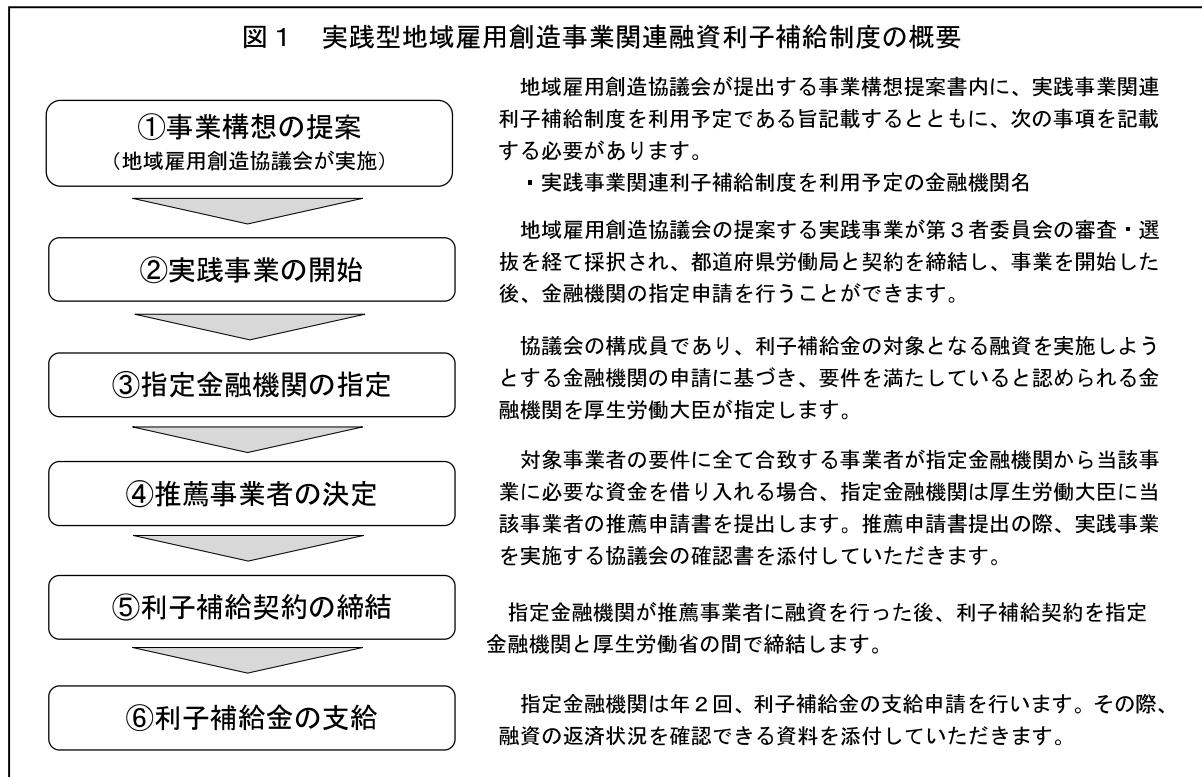
- a) 実践型地域雇用創造事業を実施する協議会の構成員であること
- b) 経理的基礎を有すること

- c) 指定金融機関の指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること

(2) 実践事業関連利子補給制度の基本的事項

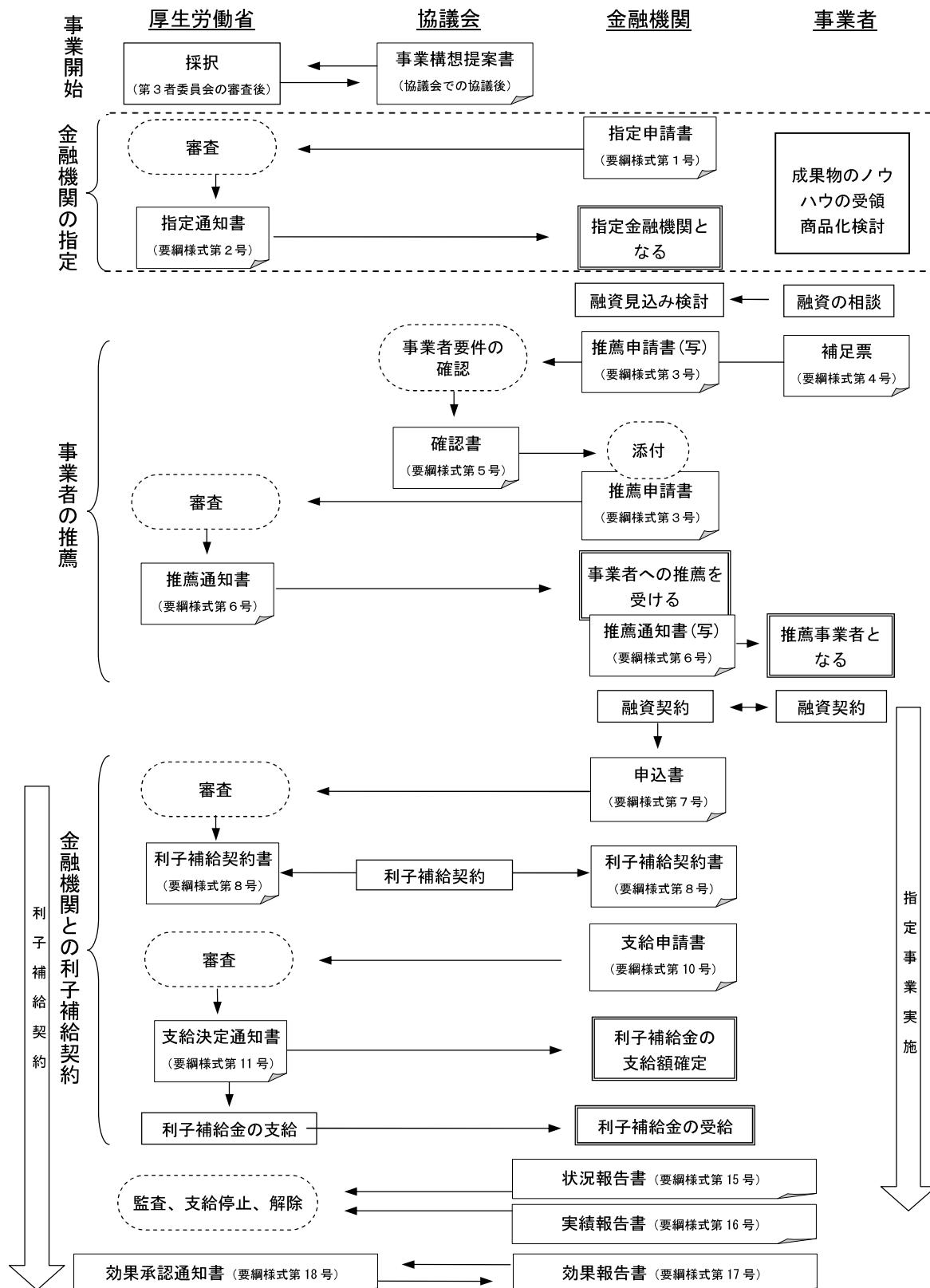
- ✓ 実践事業関連利子補給制度は、実践事業における金融上の支援措置として実施されるものです。よって、利子補給金の支給を受けようとする指定金融機関は、事業者に対し、利子補給相当分の利子を軽減した融資を行うこととなります。
- ✓ 指定金融機関が行う融資に係る審査については、各指定金融機関の審査基準に基づくものであるため、構成員となっている協議会によって影響を受けるものではありません。
- ✓ 実践事業関連利子補給制度と国による他の利子補給金制度との併用はできません。実践事業関連利子補給制度と地方公共団体が単独事業として実施する利子補給金制度又は低利融資制度との併用は可能ですが、その場合には、必ず、事前に厚生労働省に相談してください。
- ✓ 利子補給金の支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしているため、ご要望の内容や時期によっては対応できない場合もあります。
- ✓ 実践事業の事業構想提案書に実践事業関連利子補給制度の利用が盛り込まれていない場合、実践事業関連利子補給制度を利用することはできません。
- ✓ 実践事業関連利子補給制度の募集に関する情報については、本手引きによるほか、別途厚生労働省ホームページ等でお知らせする場合もありますので、併せてご確認ください。

図1 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給制度の概要



2. 実践事業関連利子補給制度の支給手続

(1) 手続の流れ（全体）



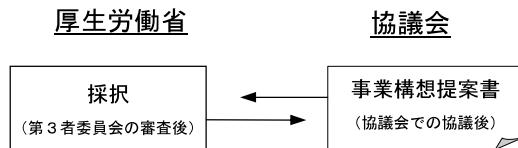
(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続

① 実践事業関連利子補給制度の利用条件について

i) 実践事業の概要

実践事業は、雇用機会が不足している地域における市町村の地域資源等を活用した自発的な雇用創出の取組を支援する事業です。

具体的には、地域の協議会が提案する事業構想の中から、地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化が期待されるものを選抜し、その事業の実施を当該協議会に委託するものです。



ii) 実践事業関連利子補給制度の利用について

実践事業関連利子補給制度を利用するためには、実践事業を実施する協議会が実践事業関連利子補給制度の利用を事業構想提案書に盛り込んでいる必要がありますのでご留意ください。

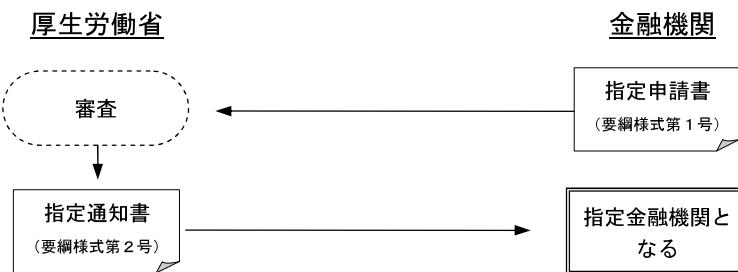
なお、利子補給金の支給対象とできる金融機関は次のとおりです（要綱第3条）。

- a) 銀行
- b) 信用金庫及び信用金庫連合会
- c) 労働金庫及び労働金庫連合会
- d) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- e) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- f) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- g) 農林中央金庫
- h) 株式会社商工組合中央金庫
- i) 株式会社日本政策投資銀行

② 金融機関の指定申請手続

i) 手続の概要

金融機関が指定金融機関の指定を受けようとする場合は、実践事業ごとに指定金融機関の指定申請書（要綱様式第1号。以下「指定申請書」という。）を作成し、厚生労働省へ提出してください。指定金融機関の指定は厚生労働大臣が行います。指定金融機関の指定には、一定の要件を満たしていることが必要です。



ii) 指定金融機関の指定要件

以下のいずれにも該当していることが必要です。

- a) 協議会の構成員であること
- b) 経理的基礎を有すること
- c) 指定金融機関の指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る融資を行うこととが見込まれること

iii) 手続書類

指定申請書の記載事項については、別添1を参照してください。記載事項のうち融資の見込みについては、指定後3年間の貸付計画について、出来る限り具体的に記載してください。貸付計画の内容と貸付実績が異なる場合が生じることは想定していますが、進捗状況などについて、厚生労働省から個別に問い合わせをする場合があります。

なお、指定要件のうち、「指定金融機関の指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること」については、この部分の記載に基づき判断します。

指定申請書には、下記 a)～f) の書類を添付する必要があります。なお、添付書類のうち、d)以外については、既に他の指定申請書に添付書類として提出済みの場合、記載事項に変更がなく、同一の書類提出となるときには添付を省略することができます。また、複数の実践事業に係る金融機関の指定申請を同時に行う場合も、指定申請書のうち1つに添付し、他の指定申請書には添付を省略することができます。添付書類を省略する場合は、他の指定申請書に添付書類として提出した協議会の名称を指定申請書に記載してください（別添1を参照）。

a) 定款

最新の内容のものを提出してください。

b) 登記事項証明書

最新の内容の現在事項証明書を添付してください。なお、現在事項証明書のうち抄本の場合は、株式・資本区、目的区及び役員区が表示されたものを提出してください。

c) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

決算書（貸借対照表、損益計算書）がわかる資料として、ディスクロージャー誌などを提出してください。

なお、指定要件のうち、「経理的基礎を有すること」については、この部分の資料に加え、後述の e) の資料に基づき判断します。

d) 協議会の構成員であることを証する書類

該当する協議会の事業構想提案書の協議会構成員一覧と協議会の規約を提出してください。

なお、指定要件のうち、「協議会の構成員であること」については、この部分の資料に基づき判断します。

e) 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することを証する書類

自己資本比率、不良債権（金融再生法開示債権比率、公表していない場合はリスク管理債権比率）など、金融関係法令に基づく与信能力や資金管理能力を有することを証する資料として、ディスクロージャー誌などを提出してください。なお、金融機関が監督当局から法令順守態勢に係る改善を内容とする行政処分等を受けている場合には、個別に状況を確認させていただく場合があります。

なお、指定要件のうち、「経理的基礎を有すること」については、前述のc)の資料に加え、この部分の資料に基づき判断します。

f) その他参考となる事項を記載した書類

金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、実践事業関連利子補給制度を担当する部局名及び連絡先（担当者名、TEL、FAX、Eメールアドレス）などが分かる資料を提出してください。

iv) 留意事項

ア) 指定申請手続の処理期間（要綱第6条第4項）

金融機関が指定申請書を厚生労働省に提出してから金融機関に対し指定通知書（要綱様式第2号）を通知するまでの処理期間は、概ね20営業日が目安です。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

イ) 指定金融機関の指定の取消し（要綱第15条）

厚生労働大臣は、次の事項のいずれかに該当することが明らかとなった場合、指定金融機関の指定を取り消すことができます。その際は、該当する事由が発生した日に遡及して指定を取り消すとともに、指定金融機関にその旨及びその理由を書面で通知します。

- 指定金融機関の指定申請手続において記載内容に虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けたとき
- 指定金融機関がii)の要件を満たさなくなったとき
- 指定金融機関が支給対象事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

ウ) 取消しによる支給の停止（要綱第17条）

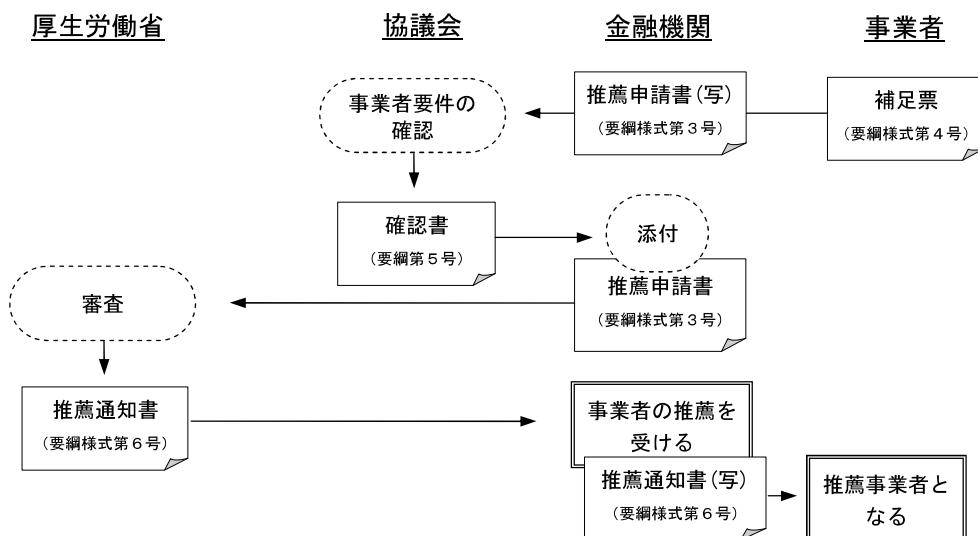
厚生労働大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して利子補給契約を取り消し又は解除し、当該指定の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止するとともに、指定金融機関にその旨を書面で通知します。その際、指定金融機関は、該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返

納する必要があります。

③ 事業者推薦の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者の推薦申請書（要綱様式第3号。以下「推薦申請書」という。）を作成し、厚生労働省へ提出します。推薦申請書には、事業者が提出する実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者補足票（要綱様式第4号。以下「補足票」という。）及び実践事業を実施する協議会が発行する実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者確認書（要綱様式第5号。以下「確認書」という。）を添付する必要があります。指定金融機関は、融資契約を締結する前に、厚生労働大臣から推薦通知書（要綱様式第6号）を取得する必要があります。また、その写しを当該協議会及び事業者に対し送付してください。



ii) 推薦事業者の要件（要綱第8条）

以下のいずれにも該当していることが必要です。

- 実践事業の成果物公開セミナーの受講等により、協議会が開発した成果物のノウハウの提供を受けるとともに、ノウハウを活用し、創業又は事業拡大に係る事業（以下「指定事業」という。）を行う事業者であること
- 当該事業者が実施する事業が実践事業の実施と相まって地域の効果的な雇用創造に資すると認められること

地域の雇用創造に資するかどうかの判断は、補足票に記載された雇用増加予定期数1人当たりの費用対効果等に基づいて行います。雇用増加1人に対する利子補給金の支給総額が150万円を超えないようにしてください。

- 融資を受けた日から5年以内に1人以上の雇用を増加させることを指定金融機関に誓約していること

誓約期間は、貸付日から5年が経過した日までです。誓約期間が終了した場合、

誓約内容の達成の有無を問わず、3（2）④の報告を行ってください。

また、雇用増加の対象となる労働者は、正規雇用労働者であるとともに、雇入れ後6か月以上雇用を継続しており、かつ、6か月分の賃金を支給している必要があります。加えて、雇入れ前後で事業所全体の従業員数が1人以上増加している必要があります。

雇用した労働者が正規雇用労働者かどうかは、厚生労働省において下記の観点から判断します。

- ✓ 期間の定めのない労働契約を締結している
- ✓ 長期雇用を前提とした待遇を受けている

d) 資金計画が適正であると認められること

iii) 手続書類（要綱第7条、要綱第8条）

推薦申請書の記載方法については、別添2を参照してください。推薦申請書には、下記の書類を添付する必要があります。

a) 事業者が提出した補足票

記載方法については、別添3を参照してください。指定金融機関は、補足票に、セミナー受講日（2（2）③ii）推薦事業者の要件a)の日以降の日付の事業所台帳全記録照会が添付してあることを確認してください。事業所台帳全記録照会は、事業者が所在する地域を管轄するハローワークで交付を受けることができます。本資料は誓約内容達成の確認を行うために必要となります。ただし、雇用保険適用事業所を設置していない等、補足票提出時に事業所台帳全記録照会を添付できない場合は、補足票にその旨を記載してください。

b) 協議会が提出した確認書

記載方法については、別添4を参照してください。指定金融機関は、確認書にノウハウ提供の事実を証明する書類等の必要な書類が添付してあることを確認してください。

iv) 留意事項

ア) 補足票の作成及び確認書発行（要綱第7条第2項）

指定金融機関は、事業者が作成した補足票を添付した推薦申請書（写）を実践事業を実施する協議会に送付するとともに、確認書の発行を依頼してください。協議会は、推薦申請書（写）の提出を受け、当該事業者が対象事業者の要件に全て合致する事業者として認められる場合に、確認書を発行してください。

イ) 事業者推薦手続の処理期間（要綱第8条第4項）

指定金融機関が推薦申請書を厚生労働省に提出してから金融機関に対し推薦通知書を通知するまでの処理期間は、概ね20営業日が目安です。

ウ) 受付期間

推薦申請書の受付期間については、別途厚生労働省ホームページ等でお知らせすることがありますので、ご確認ください。

エ) 推薦事業者の有効期間（要綱第8条第3項）

推薦事業者の有効期間は、推薦の決定を行った日から実践事業の実施期間の最終の日までとなります。なお、推薦申請書の記載事項に変更がない限り、その期間中は当該指定金融機関から複数回利子補給金の対象となる融資を受けることができます。

才) 推薦事業者の推薦の取消し（要綱第16条）

厚生労働大臣は、次の事項に該当することが明らかとなった場合、推薦を受けた事業者（以下「推薦事業者」という。）の推薦を取り消すことができます。その場合には、該当する事由が発生した日に遡及して推薦を取り消します。また、指定金融機関に対し、厚生労働大臣から、その旨及びその理由について、書面で通知します。

- a) 推荐事業者が、推荐申請書の記載内容について虚偽の記載その他の不正の手段により推荐を受けたとき
- b) 推荐事業者が上記 ii)の要件を満たさなくなったとき
- c) 推荐事業者が、推荐申請書に記載した指定事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

力) 取消しによる支給の停止（要綱第17条）

厚生労働大臣は、推薦事業者の推薦を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して、当該推薦に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約を取り消し又は解除し、当該推薦の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止することとなります。その際は、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返納する必要があります。

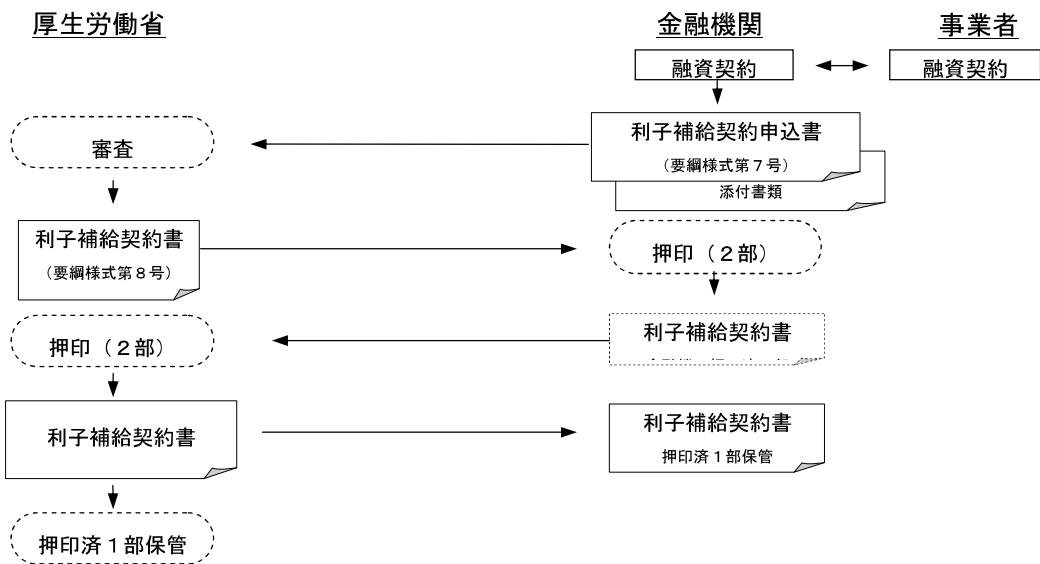
④ 利子補給契約の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、推薦通知書の受領後、推薦事業者に対し、融資契約を締結の上、融資を実行してください。その際、指定金融機関は、実践事業関連利子補給制度に係る手続に関わらず、審査を行った上で融資を実行してください。融資後 5 営業日以内に、指定金融機関は実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約申込書（要綱様式第 7 号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて、厚生労働省に提出してください。

この際、補足票に記載した雇用増加予定人数 1 人に対する利子補給金の支給総額が 150 万円を超えないようにしてください。

申込書を厚生労働省で審査し、適正と認めた場合、厚生労働省は実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約書（要綱様式第 8 号。以下「利子補給契約書」という。）を作成し、厚生労働省と指定金融機関との間で利子補給契約を締結します。



ii) 手続書類(要綱第9条、要綱第10条)

申込書の記載方法については、別添5を参照して下さい。また、申込書には、以下の書類を添付してください。

- a) 指定金融機関が推薦事業者に対し、推薦事業者の有効期間内に融資を実施した貸付契約書（写）

利子補給契約に係る貸付契約書全体の写しを添付してください。これに基づき、貸付日、貸付先、資金使途、貸付額、金利その他の条件等を確認します（シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。）。

- b) 当該貸付契約に基づく、指定金融機関と推薦事業者の間で約した償還年次表
融資に係る元本の償還スケジュールについて、償還日、償還額、償還後残高を一覧表にして提出してください。

- c) 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表（以下「計算表」という。）

計算表(要綱様式第7号別紙)は、所定の項目に必要事項を記入して提出してください。計算表の記載方法は、別添6を参照してください。申込書の記載事項のうち、単位期間ごとの利子補給金の額の記載は特に重要です。利子補給金の額の計算については、下記iii)の留意事項を併せてご確認ください。

なお、単位期間は、要綱第11条に規定する単位期間であり、利子補給金の額を計算する際の単位となる期間です。詳細は「⑤利子補給金支給申請の手続」を参照してください。

- d) その他大臣が必要と認める書類

上記の書類だけでは厚生労働省における審査に必要な情報を得られない場合に、補完的に提出を依頼する場合があります。

iii) 留意事項

- ア) 融資形態

典型的な融資形態ではない、新しい金融手法を取り入れた融資（プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、PFI事業又はSPCに対する融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社向け融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資等）については、利子補給金の対象となるか確認する必要があるため、可能な限り早い段階で厚生労働省へ相談してください。

イ) 融資条件

利子補給金の対象となる融資の条件は、極力幅広く対象となるように運用しますが、以下の点に留意してください。

- ✓ 利子補給金の対象となる融資の貸付限度額は、10億円です。なお、融資額が多額となる企業が多数出る場合など、予算を超えるときには調整をさせていただく場合があります。
- ✓ 指定金融機関が推薦通知書を受領する前に融資契約が締結された事業については、実践事業関連利子補給制度の対象とすることはできません。また、土地購入費については、当該土地を活用した建物、機械装置などの設備投資も行われる事業であれば融資の対象となる場合もありますが、事前に必ず厚生労働省に確認してください。
- ✓ 金利条件は、固定金利にしてください。また、利子補給後の金利が0%を下回ることが明らかな案件については利子補給の対象とすることはできません。地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度との併用は可能ですが、その場合、全ての利子補給制度適用後の金利を確認させていただく必要があります。
- ✓ 指定金融機関による融資期間及び据置期間の設定は、特に制限をしていません。
- ✓ 償還回数及び償還日は、特に制限をしていません。償還方法については、償還スケジュールが融資時に確定しているものであれば、他の制限はありません。例えば、償還回数は毎月、3ヶ月毎、半年毎等、償還方法は元金均等、元利均等などの方法を採用することができます。一方で、償還方法を定めない融資（随時の内金入金とするもの等）は、利子補給契約の締結ができません。
- ✓ 信用保証協会による信用保証が付された融資についても、実践事業関連利子補給制度を活用することは可能です。
- ✓ 融資条件についてご不明の点は、厚生労働省までお問い合わせください。

ウ) 厚生労働省への事前確認

申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は融資後、5営業日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。

手続きを円滑に進めるため、融資の内容が概ね決まった段階で、事前に厚生労働省に計算表の案を送付していただければ、内容の確認をいたします。事前確認に要する期間としては、通常の融資で10日間程度、シンジケートローン等の場合は1か月程度が目安です。特に、新しい金融手法を取り入れた融資の場合、融資契約の内容を確認できる資料の提出を依頼することができますので、申込書の記載方法や添付書類について、事前に厚生労働省へ相談してください。

エ) 第一回目の利子補給金支給に係る単位期間の特例(要綱第11条第2項)

融資実行日（第一回目の利子補給金の支給に係る単位期間の初日と同じ）が、次の表の左欄の期間に該当する場合、金融機関は第一回目の単位期間を右欄の期間とすることができます。これは、申込書が厚生労働省に到達した日と通常の単位期間の末日が接近している場合、利子補給契約の締結に係る事務処理が間に合わない可能性があることを想定したもので、該期間に融資を実行予定があり、指定金融機関において第一回目の単位期間について特段の希望がある場合は、事前に厚生労働省へ相談してください。

融資実行日	第一回目の単位期間の特例
7月21日～8月20日	貸付実行日～翌年2月20日
1月21日～2月20日	貸付実行日～同年8月20日

才) 利子補給契約書の印紙税の取扱い

印紙税の課税文書には該当しません（印紙税法別表第1に該当しない。）。

カ) 契約書の作成

推薦申請書及び申込書の内容を元に、「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約書」（要綱様式第8号。以下「利子補給契約書」という。）を厚生労働省で作成し、指定金融機関に対し、押印前の利子補給契約書を2部送付します。指定金融機関は2部ともに押印し、厚生労働省に返送してください。その後、厚生労働省で押印し、1部を指定金融機関に送付します。利子補給契約書は厚生労働省と指定金融機関の双方が、同一の内容のものを保管します。

キ) 処理期間（要綱第10条第4項）

申込書が厚生労働省に到達してから利子補給契約の締結までの標準的な処理期間は、概ね20営業日が目安になります。

ク) 利子補給契約書の内容に変更が生じた場合（要綱第10条第5項及び第6項）

締結済みの利子補給契約書の記載事項に変更が生じた場合は、「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給変更契約書」（要綱様式第9号）により、厚生労働省と指定金融機関の間で利子補給変更契約を締結します。

利子補給契約の変更が必要となる事実が発生したときは、速やかに厚生労働省に連絡してください。特に、単位期間の末日に近く、かつ、利子補給金の額が変更となる場合は、その後の支給申請の手続に支障が生じる恐れがありますので留意してください。

なお、利子補給変更契約の締結にあたり、事実関係を示す資料の提出を厚生労働省から指定金融機関へ依頼することがあります。

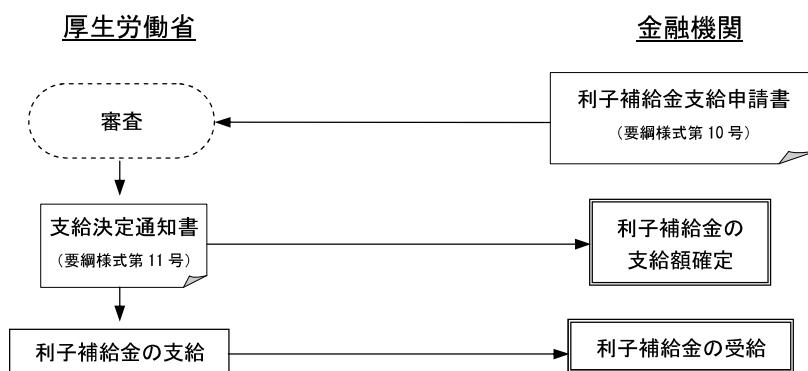
⑤ 利子補給金支給申請の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、利子補給契約締結後、単位期間の末日を基準日として、支給申請期限までに、年2回の利子補給金支給申請を行う必要があります。指定金融機関は、必要な書類を添えて、実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金支給申請書（要綱様式第10号。以下「支

給申請書」という。)を厚生労働省に提出します。厚生労働省による審査後、利子補給金を支給することを決定した場合、実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金支給決定・額の確定通知書(要綱様式第11号。以下「支給決定通知書」という。)を指定金融機関に送付します。その後、支給日に、厚生労働省が指定金融機関に対し利子補給金を支給します。

単位期間、基準日、支給申請期限及び支給日の関係は以下のとおりです。なお、単位期間については、上記④のiii)のエ)の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。



基準日	支給申請期限	支給決定通知	支給日※
8月20日	8月30日まで	支給申請書到達から 10営業日以内に支 給決定通知書を交付	9月28日
2月20日	3月2日まで		3月28日

※支給日が金融機関の休日のときは、その翌営業日を支給日とする。

ii) 手続書類(要綱第12条)

支給申請書の記載方法については、別添7を参照してください。支給申請書には、以下の書類を添付する必要があります。

- a) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表
上記④利子補給契約の手続で添付した貸付契約書(写)及び償還年次表と同じもの(コピー可)を添付してください。
- b) 貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類
償還状況を示す書類として、例えば、融資に係る残高証明書や入金票などを添付してください。必要な情報は、貸付先、貸付けが特定できる情報(当初貸付日、当初貸付額等)、償還日、償還額、貸付残高等ですので、これらが確認できるものであれば書類の形式は問いません。
- c) 雇用創造効果が確認できる書類
融資日以降に雇い入れた労働者全員分(提出済のものを除く。)の雇入れが確認

できる書類（労働条件通知書又は雇用契約書等）及び基準日以降の日付の事業所台帳全記録照会を添付してください。

その際、指定金融機関又は推薦事業者が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱い事業者である場合には、同法に則って個人情報を取り扱うようご注意ください。

なお、本件について疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご相談ください。また、事業所台帳全記録照会は、事業者を管轄するハローワークで交付を受けてください。

d) 調整後の利子補給金の額の計算表

別添8に必要事項を記入した上で添付してください。

e) その他厚生労働大臣が必要と認める書類

上記の書類だけでは厚生労働省における審査に必要な情報を得られない場合に、補完的に提出を依頼する場合があります。

iii) 留意事項

ア) 支給決定の条件（要綱第14条第2項）

支給決定通知書の交付に当たり、厚生労働省は必要な条件を付すことができます。通常は条件が付されることはありませんが、条件を付す必要がある場合は、事前に指定金融機関に連絡します。

イ) 雇用創造効果による利子補給金の額の調整

単位期間ごとの利子補給金の額は、要綱第13条を基礎としますが、十分な雇用創造効果が確認できない場合、額の調整を行います。具体的には、融資日以降に労働者の雇入れ及び雇用保険被保険者数の増加が確認できた人数に応じて利子補給の対象となる融資額の上限を決定します。算出方法は以下のとおりです。

【雇用創造効果】

$$\left(\begin{array}{l} \text{「雇入れ労働者総数」又は「従業員増加数」のいずれか低い値} \\ (\text{※従業員増加数=基準日の雇用保険被保険者である従業員数}-\text{融資日前の雇用保険被保険者である従業員数}) \end{array} \right)$$

対象上限額 =

×

【単位融資額】

$$\left(\begin{array}{ccc} \frac{150 \text{ 万円}}{\text{利子補給率}} & \times & \frac{365 \text{ 日}}{\text{利子補給期間}} \\ (\text{最大 } 1.0\%) & & (\text{日数} \cdot \text{最大 } 5 \text{ 年間}) \end{array} \right)$$

※利子補給期間5年間で利子補給率1.0%の場合、5.000万円

ただし、利子補給期間が一定の基準を超える場合、猶予期間を設け、その期間内は雇用創造効果による調整を行いません。猶予期間は、融資日から起算して、利子補給期間の2分の1の日数が経過した日を含む単位期間の開始日の前日までとなります。当該単位期間が最初の単位期間となる場合、猶予期間はありません。

ウ) 延滞の場合（要綱第17条第5項）

厚生労働省は、当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類を確認し、償還に延滞が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができます。そのため、指定金融機関は、利子補給金の受給額に影響を与える延滞が発生した場合には、速やかに厚生労働省に報告を行うことが必要です。

エ) 支給申請の取下げ（要綱第19条）

指定金融機関は、支給決定通知書の内容又は上記ア)の条件について不服がある場合は、利子補給金の支給申請を取り下げるることができます。取下げを行う場合には、支給決定通知書を受領した日から5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載した書面を厚生労働省に提出してください。様式は特に定めませんが、厚生労働大臣宛てとしてください。

オ) 処理期間について（要綱第14条第3項）

申請書が厚生労働省に到達してから、支給決定通知書の交付までの標準的な処理期間は10営業日です。

カ) 支給日が休業日の場合について（要綱第14条第4項）

支給日が行政機関の休日のときは、翌日が支給日となります。

3. 利子補給金の支給後の手続

(1) 支給後の各種報告等

指定金融機関は、利子補給契約締結後、厚生労働大臣に対し各種の報告が必要となります。報告を受けた厚生労働大臣は、必要に応じて指定金融機関に対し、報告内容の確認、監査、利子補給金の支給の停止及び利子補給金を返納させることができることになっています。指定金融機関は、利子補給契約締結後も、推薦事業者に対して適切にモニタリングをしてください。

(2) 支給後の各種報告等の手続

① 事業変更等の報告

i) 報告事項（要綱第20条）

指定金融機関は、次に掲げる場合には、厚生労働大臣に対して報告が必要です。指定金融機関は、事実関係を確認した上で、速やかに報告してください。なお、緊急を要する報告については、書類にて報告する前に、厚生労働省に対して事前に報告してください。

また、当該報告については、実践事業を実施する協議会にも写しを送付してください。

a) 推薦事業者が実施する指定事業の内容に変更が生じた場合

報告すべき事項及び報告すべき時期の判断は、指定金融機関が行います。その際、指定金融機関は、推薦事業者が実施している事業が引き続き指定事業に合致しているか、さらに、今後の利子補給金の受給額に影響を与えることになるかについて、検討のうえ、報告すべきか判断してください。なお、検討の上で判断に迷う場合には、厚生労働省にお問い合わせください（問い合わせの際は、まずは

検討した内容を説明いただきます。)。具体的には、事業環境の変化を受けて事業内容を一部変更したことにより、指定事業に該当しない状況となる場合や、推薦申請書の事業期間が変更となる場合などを想定しています。

b) 推薦事業者が実施する指定事業の中止又は廃止が生じた場合

利子補給金の支給に大きな影響を与えるため、指定金融機関は状況把握後、速やかに報告してください。

c) 指定金融機関が申請した「指定金融機関の指定申請書」の内容に変更が生じた場合

指定金融機関名、代表者名又は指定金融機関の所在地について、登記変更後に、速やかに報告してください。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第20条）

報告様式は、i) a) の場合は要綱様式第12号、b) の場合は要綱様式第13号、c) の場合は要綱様式第14号となります。

様式第12号について、変更内容欄は、変更事項が明確に把握できるよう記載してください。説明資料を添付していただいても構いません。

要綱様式第13号について、中止・廃止の理由欄は、できるだけ詳細に記載してください。また、今後の措置欄は、指定金融機関の機関決定による今後の措置について記載されることを想定していますが、機関決定に時間を要する場合などは、本報告の対処方法について、早めに厚生労働省にお問い合わせください。

要綱様式第14号について、変更事項を証明できる資料として、変更前後の内容が確認できる登記事項証明書（コピー可）などを参考資料として添付してください。

iii) 報告後の措置（要綱第22条）

厚生労働大臣は、i) の報告事項のうち、a) 又はb) の報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。その際は、指定金融機関に対しその旨及びその理由を書面で通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

また、報告内容について、厚生労働大臣は、指定金融機関に対して確認を求めることができます。その結果、報告内容の記載変更が必要となった場合には、指定金融機関に対し改めて報告を求める場合もあります（利子補給金の支給を停止する場合を除く。）。

② 事業状況報告

i) 報告事項（要綱第21条）

指定金融機関は、厚生労働大臣から、推薦事業者が実施する事業の遂行状況の報告を求めた場合には、推薦事業者に対し事業遂行状況を確認後、速やかに報告を行ってください。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第21条）

報告様式は、要綱様式第15号となります。記載に際しては、推薦事業者が実施している事業が引き続き指定事業に合致しているか、さらに、今後の利子補給金の支給に影響を与える

状況かどうか、詳細に記載してください。

iii) 報告後の措置（要綱第22条）

厚生労働大臣は、報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。なお、支給を停止することが適當と判断した場合には、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。その際は、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

③ 事業完了報告（要綱第23～24条）

i) 報告事項（要綱第23条第1項）

指定金融機関は、利子補給金に係る事業が完了した場合、速やかに厚生労働大臣に対し、報告を行う必要があります。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第23条第1項）

報告様式は、要綱様式第16号となります。当初から変更となった項目が生じた場合は、特記事項欄にその変更理由を記載してください。なお、①の事業変更等の報告がなされている項目については、変更理由の記載は不要です。

iii) 報告後の処置（要綱第24条）

厚生労働大臣は、報告内容を踏まえ、指定金融機関に対し監査を行うかどうか判断します。監査を実施し、支給を停止することが適當と判断した場合には、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。その際は、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

指定金融機関は、推薦事業者に対する適切なモニタリングを行うとともに、特に推薦事業者が実施する事業に係る工期が長期の場合には、工期終了時期を把握し、当該報告の漏れがないようにしてください。

④ 誓約達成報告

i) 報告事項（要綱第23条第2項）

指定金融機関は、厚生労働大臣の要求があったとき、誓約内容を達成したとき、誓約期間が終了したとき又は利子補給支給期間が終了したときは、速やかに厚生労働大臣に対し、誓約の達成状況について報告を行う必要があります。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第23条第2項）

報告様式は、要綱様式第17号となります。記載に際しては、誓約内容の達成状況について、詳細に記載してください。また、参考資料として、以下の資料を添付してください。この際、推薦事業者が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、添付資料の提出に当たって、同法に則って個人情報を取り扱うようご注意ください。なお、本件について疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご相談ください。

a) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書等

b) 対象労働者の賃金台帳等（雇入れ後6か月分）

- c) 対象労働者の出勤簿等出勤状況が確認できる書類（雇入れ後6か月分）
- d) 推薦事業者に雇用される、長期雇用を前提とした労働者の待遇を確認できる書類（労働協約又は就業規則等）

iii) 報告後の通知（要綱第23条第3項）

厚生労働大臣は、指定金融機関から誓約を達成した旨の効果報告書を受理したときは、その内容を審査し、誓約内容の達成を認めたときは、要綱第18号により、実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金事業効果承認通知書を指定金融機関に送付します。

一方、誓約内容が達成できなかったと認めたとき（やむを得ない特段の事情があると認めた場合を除く。）は、利子補給金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給決定に当たって付した条件を変更する場合があります。その際は、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。支給決定の取消しがあった場合、指定金融機関は、当該取消しに係る部分について、既に支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

⑤ 利子補給金の経理（要綱第25条）

指定金融機関は、利子補給金の経理については、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿により明確にしておく必要があります。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する必要があります。

以上